

市道高島台第 302 号線の一部廃止について

道路法第 10 条は、市道路線の廃止について「市長は、市道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。」と定めています。

本市では、同条の運用基準として「横浜市道の認定、廃止及び区域変更基準」を定め、廃止の対象となる道路（第 8 条）や廃止する場合の要件（第 9 条）を明確にしています。

この基準に照らして市道高島台第 302 号線について検討したところ、開発行為等によりその機能が失われることから「廃止の対象」（第 8 条第 3 号）に該当し、港湾 1 号線により現地の通行機能が確保されていることや、隣接する土地所有者等の承諾も得られていること等から「廃止の要件」（第 9 条）も満たしていると判断しております。

なお、当該路線は緊急輸送道路に指定されていますが、指定の解除について、神奈川県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会に諮っているところです。緊急輸送道路か否かは、市道路線廃止の要件ではありません。



【参考 1】 道路法第 10 条（抜粋）

都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般通行の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。

【参考 2】 横浜市道の認定、廃止及び区域変更基準 第 8 条「廃止の対象」

市長が廃止の対象とする公道は、次のとおりとする。

- (1) 交通の用に供されていない公道
- (2) 公道移管に伴う付替えにより不要となった公道
- (3) 開発行為等で不要となった道路
- (4) 道路管理者が路線整理を行う公道

【参考 3】 横浜市道の認定、廃止及び区域変更基準 第 9 条「廃止の要件」

市長が廃止の対象とする公道は、次の各号の要件をすべて満たした公道とする。

- (1) 道路管理者が周辺の道路状況を考慮して付替えを不要と判断した場合を除き、廃止する公道の機能が確保されること。
- (2) 将来的に公道の復元整備が見込まれないこと。
- (3) 廃止により袋路を生じさせないこと。ただし、当該土地の所有者等の本市が指定する利害関係人の承諾が得られる場合はこの限りでない。
- (4) 公道に占用物件がある場合は、その占用者との協議が整っていること。
- (5) 公道隣接地の土地所有者等の本市が指定する利害関係人が、当該公道の廃止に関して承諾していること。

政策局
道路局

道路局

- (3) 緊急通行車両確認証明書及び確認標章の交付
緊急通行車両確認証明書（以下「証明書」という。）及び確認標章は、次により交付を受け、緊急輸送を行うときは、証明書を備え付け、確認標章は当該車両の前面の見やすい箇所に掲示します。

ア 事前届出済の車両

事前届出済車両については、事前届出済証及び確認証明書を県警交通規制課、各警察署、交通部三隊、交通検問所、県災害対策課、各地域県政総合センターのうちいずれか1箇所に提出し、確認標章の交付を受けます。

イ 事前届出のない車両

災害発生後、又は警戒宣言発令後に、新たに使用することとなった車両など事前届出のない車両を使用するときは、関係局区（関係各局及び区災害対策本部）が緊急通行車両等の確認申請を行います。

第2節 市内緊急輸送の確保推進

県公安委員会（警察本部）が選定する緊急交通路指定想定路線に加え、本市では、市域全体での輸送路網の確保を図るため、あらかじめ緊急輸送路を指定し、発災時には、この路線を中心として、事前に設定した優先度が高い順に、緊急巡回、点検、緊急措置、道路啓開を行います。

1 緊急輸送路の指定

緊急輸送路とは、震災が発生した場合において、消火、救出、救助その他の応急対策（災害情報の受伝達、巡回、物資・人員輸送等）を行う車両（以下「緊急車両」という）が通行する道路であり、高速道路や幹線道路を対象としています。

選定にあたっては、市役所や区役所などの行政機関、海上からの緊急物資を受け入れる耐震強化岸壁、総合病院等の各拠点の連携を考慮しており、第1次緊急輸送路及び第2次緊急輸送路を指定しています。

また、緊急輸送路は、道路の整備状況に応じて、順次見直すこととします。

区 分	内 容
第1次緊急輸送路	緊急交通路指定想定路と整合を図り、高速道路や幹線道路等の広域的ネットワークを構成する重要路線で、輸送の骨格をなす道路
第2次緊急輸送路	第1次緊急輸送路を補完し、相互に連絡する路線であり、第1次緊急輸送路の代替性や多重性を確保する道路

道路局

2 緊急輸送路の整備

高速道路や幹線道路を整備し、緊急輸送路の拡幅や近く緊急輸送路とする予定の路線の新設を進めます。

特に高速道路は全て緊急輸送路となるため、横浜環状道路等の高速道路の整備を重点的に進めます。また、幅員18m（4車線相当）以上の幹線道路の整備により、緊急輸送路の機能強化を進めます。

政策局

3 緊急輸送路を補完し、拠点施設へのアクセスを確保する路線の指定

緊急輸送路を補完するものとして、区役所や土木事務所、消防署、主要な病院等、災害発生時の拠点となる建築物から緊急交通路又は第1次緊急輸送路に至るまで、建築物等の倒壊等による、緊急車両の通行の阻害を防ぐべき路線（災害時重要拠点アクセス路）を定めます。

緊急輸送路線図



横浜市防災計画 震災対策編 2015より抜粋



横浜市防災計画 震災対策編 2013より抜粋